

◇金融商品販売勧誘方法◇

お客様の視点に立って
ご満足いただけるように努めます。

◆保険その他の金融商品の販売にあたって

- ・お客様の商品に関する知識、購入経験、購入目的、財産状況など、商品の特性に応じた必要な事項を勘案し、お客様のご意向と実情に沿った商品の説明および提供に努めます。
- ・お客様にご迷惑をおかけする時間帯や場所、方法での勧誘はいたしません。
- ・お客様に商品についての重要事項を正しくご理解いただけるように努めます。また、販売形態に応じて適切な説明に努めます。

◆各種の対応にあたって

- ・お客様からのお問い合わせには、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
 - ・保険金などのご請求手続きにあたりましては、迅速・適切・丁寧な対応に努めます。
- お客様のご意見・ご要望を販売活動に生かしてまいります。

各種法令を順守し、保険その他の
金融商品の適切な販売に努めます。

- ・保険業法、金融商品の販売等に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報保護に関する法律、その他の関係法令等を順守します。
- ・適正な販売を行うために、事務管理体制の整備や販売にあたる者の研修に取り組みます。
- ・お客様のプライバシーを尊重するとともに、お客様に関する情報については、適切な取扱いおよび厳正な管理をいたします。
- ・未成年の方、特に満 15 歳未満の方を被保険者とする保険契約等については、保険金の不正取得を防止する観点から適切な募集に努めます。

以上の方針は「金融商品の販売等に関する法律」(平成 12 年法律第 101 号)に基づく弊店の「勧誘方針」です。

<代理店・各種ご相談、お問い合わせ窓口>